

「成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）」に対する
利水参画者等の回答について

平成24年11月
国土交通省 東北地方整備局



国東整河計第35号
平成23年10月27日

農林水産省
東北農政局長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部

水災害予報企画官 岩崎 等

TEL 022-225-2171（内線 3521）

E-mail : XXXXXXXXXX



23北整第1021号
平成23年11月24日

東北地方整備局長 殿

東北農政局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年10月27日付け国東整河計第35号により意見聴取の依頼がありました標記の件について、別紙のとおり回答します。

(別 紙)

1. 複数の利水対策案に対する意見

- (1) 当地域は、従来からの農業用水不足を解消するため、成瀬ダム建設事業における水源開発を事業計画に位置付けた上で、国営平鹿平野農業水利事業及びその付帯関連事業を実施し、必要な施設整備を概ね完成させている。現在、成瀬ダムの完成を前提として許可された暫定水利権を得た上で土地改良区等が施設管理を行っているところであり、地域の利水者は早期の安定水源の確保について、強く待ち望んでいるのが実情である。こうした当地域の事業経緯を踏まえ、必要水量の安定確保と水源開発事業の早期完了について強く要請するものである。
- (2) また、現行の国営平鹿平野農業水利事業及びその付帯関連事業は受益農家の同意徴集を含む土地改良法に基づく手続きを了した事業であり、今回の利水対策案の検討によって、成瀬ダム建設以外の代替案に変更された場合は、今後、事業計画の変更あるいは新規の事業計画の決定等の法手続が必要となることが想定される。したがって、代替案の決定にあたっては、受益農家の意向を改めて確認する必要があることを指摘しておく。
- (3) 利水対策案の検討にあたっては、水源開発事業の実現可能性・確実性について重要な評価要素として頂きたい。
- (4) 利水者にとって、施設の建設及び管理に係る経済的負担は重大な関心事項である。特に、当地域は、安定水源がないため不安定な地下水利用や番水等の厳しい取水管理で対処してきたことから、受益農家に追加的な管理費負担を求めることは極めて困難な状況である。したがって、新規利水の観点からの検討にあたっては、建設事業の経済性ととも、利水者の建設及び管理に係る負担についても十分留意しつつ、新たな負担が発生しないような検討をお願いしたい。

2. 流水の正常な機能の維持に対する意見

河川からの既得水利権に支障を及ぼさないように、河川管理者が必要量を責任を持って手当てすることを要望する。

なお、地元土地改良区に新規利水の検討内容を説明した際に聴取した意見・要望等は、添付のとおり切実かつ多様であり、今後の検討を進める際にも利水者に対する丁寧な説明と意見の尊重をお願いする。

(添付資料) 地元土地改良区の意見・要望等

- ・利水対策4案(現計画、利水専用ダム新設、皆瀬ダム嵩上げ、地下水取水)の説明内容を受けて、平鹿平野地区国営かんがい排水促進協議会(以下、「促進協議会」という。)としては現計画案で決定することと理解し、早期のダム建設を要望する。
- ・利水対策4案のうち地下水利用は安定水源として無理があることから、促進協議会としては代替案から削除してほしい。
- ・地下水利用による大量の農業用水の取水は地盤沈下が考えられる。今年も地下水利用で地下水位が低下したことから、代替案の地下水取水では安定取水ができなくなる。
- ・暫定水利権は成瀬ダム水源手当が条件であり、成瀬ダム建設がなくなった場合の水利権の扱いについて検討することを要望する。



国東整河計第35号
平成23年10月27日

秋田県知事 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail : XXXXXXXXXX



河 砂 - 1460
平成23年12月 5日

国土交通省
東北地方整備局長 徳山 日出男 様

秋田県知事 佐 竹 敬



成瀬ダム建設事業の利水対策について（意見聴取回答）

平成23年10月27日付け国東整河計第35号で依頼のあったこのことについて、
次のとおり意見します。

（秋田県意見）

成瀬ダム案と比較して、かんがい、水道、流水の正常な機能維持の対策案のコストは高価であり、ダム案以外の対策案の実現に当たっては必要な調査や関係者との合意形成に相当な年月を必要とする。

また、利水容量に従属する発電について、ダム以外の対策案では必要な発電水量が確保されないことから、発電事業の実現性、採算性の再検討が必要となる。

経済性、各案の実現性、取水の安定性、時間軸を考慮すれば、利水はもとより治水効果も早期に発現できるダム建設案が最良であり、早期本体着手を要望する。

担 当 秋田県建設交通部河川砂防課

電 話



国東整河計第35号
平成23年10月27日

秋田市長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部

水災害予報企画官 岩崎 等

TEL 022-225-2171（内線 3521）

E-mail : XXXXXXXXXX



道建 第 2 4 1 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 4 日

国土交通省
東北地方整備局長 様

秋田市長 穂 積



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（回答）

晩秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、平成23年10月27日付け国東整河計第35号により依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたしますので、ご査収くださいませう、よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 成瀬ダム建設案以外の対策案については、ダム建設と同等以上の機能を持つとともに、ダムの建設コストを下回ることが求められることから、コスト面からは、ダム建設案以外に採用すべき案はないものとする。
- 2 ダム建設案は、それ以外の対策案に求められている、土地所有者や利水関係者および被害軽減対象者などとの調整（合意）を必要とせず、事業執行の確実性が高く安定した水源としての確保が早期に見込まれることから、採用すべき案とする。
- 3 対策案のうち、地下水取水については、地下水の十分な賦存量が確認されていないことと地盤沈下などの影響を考慮すると、将来的にも安定した水源であり得るのか不明なことから、採用すべき案ではないとする。

以上のことから、コストおよび工期の面から優れている、成瀬ダム建設による利水対策を進めていただきたい。

担 当 秋田市建設部道路建設課

直通

FAX



国東整河計第35号
平成23年10月27日

横手市長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail : XXXXXXXXXX



水水第 477 号
平成23年11月25日

国土交通省
東北地方整備局長 様

(横手市水道事業管理者)
横手市長 五十嵐 忠悦



成瀬ダム建設事業の利水対策案について (回答)

平成23年10月27日付け国東整河計第35号で意見を求められた標記の件について、別紙のとおり回答致します。

成瀬ダム建設事業の利水対策案に対する意見について

現計画

- ・ 当市の横手川については、大松川ダムが完成してから大きな災害が起きていない。治水上也効果的であり、早期に検証を終わらせ、本体着工すべきと考える。
- ・ 当市の西部・南部地域は、地下水によって水源をまかなっていたが、近年地下水位の低下による水量不足及び水質の悪化が出てきており、成瀬ダム建設により長期的な安定水源が必要である。

利水対策案

- ・ ケース 2 利水専用ダムは、新たな用地確保など成瀬ダムで今まで行ってきた事を最初からすることになり、同様の課題と新たな課題が生まれることが懸念される。
- ・ ケース 9 他用途ダム容量買い上げは、治水以外の利水用水量を確保しなければならず、大雨などの治水安全度が低下することになる。下流域の洪水・災害対策のため治水代替案をプラスすることが必要となり、実現に相当な年月を要し、膨大なコストになると考えられ現実的でない。
- ・ ケース 12 地下水取水について、地下水調査等を実施しても、将来的な取水量減少が危惧され安定取水とは考えられない。現に当市の十文字・増田地域では取水井の冬期間水位が低下しており、慢性的な水量不足となっている。そのため道路融雪での地下水使用を制限している現状である。また、既存地下水利用者への影響及び取水場周辺の地盤沈下などが懸念されるため、利水対策案とすることはできない。
- ・ ケース 15、16 は、湯沢市・横手市の利水対策案の地下水取水及び他用途ダム容量買い上げに、大仙市の玉川ダム使用権の振替をプラスしただけであり、対策案としての必要が無いと考える。
- ・ いずれの対策案も、現計画に比べてコストの増大及び工事が完成するまでの期間が大幅に伸びると想定される。利水者としては負担が増えて利水時期が遅れるなど対策になっていないと考える。利水・治水の両面で最小の費用・工期となる成瀬ダム本体着工により、利水対策を進めていただくよう要望する。



国東整河計第35号
平成23年10月27日

湯沢市長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail : XXXXXXXXXX



湯水第 351 号
平成23年11月25日

国土交通省
東北地方整備局長 様

湯沢市長 齊藤 光



成瀬ダム建設事業の利水対策案に関する意見について（回答）

平成23年10月27日付け国東整河計第35号で依頼のありました、成瀬ダム建設事業の利水対策案に関する意見について、別紙のとおり回答します。

成瀬ダム建設事業の利水対策案に関する意見

＜秋田県 湯沢市＞

《新規利水(水道)》

No.	利水対策案(実施内容)	意 見
1	現計画(成瀬ダム)	<p>・今般示された「新規利水(水道)」の代替案は、下記に示すとおりいずれも代替案にはなり得ないと考えられる。</p> <p>・現計画(成瀬ダム)は、「新規利水(水道)」のみならず、治水機能や他の利水にも効果を発揮できる多目的ダムであり、早期の完成が望ましい。</p>
2	利水専用ダムを新設	<p>・利水専用ダムを造るにあたっては、調査・用地取得・建設及び管理に至るまで水道事業者が行うことになること。また、今般示された概算事業費でも現計画より負担が大きいことから、代替案としては不適當である。</p>
9	他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)	<p>・皆瀬ダムの治水容量を買い上げることにより、新たにダム下流部の治水対策が必要となり、それに長期間要すると考えられること。また、その対策後に初めて水道用水が確保できるものであり、代替案としては不適當である。</p>
12	地下水取水	<p>・地下水取水は、既存量の不明確性、季節・気候による取水可能量の変化、地盤沈下等周辺への影響等を考慮すると、代替案としては不適當である。</p>
15	地下水取水【湯沢市・横手市】+ ダム使用権の振替(玉川ダム水道)【大仙市】	<p>・湯沢市分の代替案は、前記12と同じ理由で不適當である。</p>
16	他用途ダム容量買い上げ(皆瀬ダム治水)【湯沢市・横手市】+ ダム使用権の振替(玉川ダム水道)【大仙市】	<p>・湯沢市分の代替案は、前記9と同じ理由で不適當である。</p>

《流水の正常な機能の維持》

No.	利水対策案(実施内容)	意 見
1	現計画(成瀬ダム)	<p>・今般示された「流水の正常な機能の維持」の代替案は、下記に示すとおりいずれも代替案にはなり得ないと考えられる。</p> <p>・現計画(成瀬ダム)は、「流水の正常な機能の維持」のみならず、治水機能や他の利水にも効果を発揮できる多目的ダムであり、早期の完成が望ましい。</p>

2	利水専用ダムを新設	<p>・利水専用ダムを現計画と同じ箇所に造るよりも、治水・利水の両面から効果を発揮できる現計画(成瀬ダム)を造った方が、工期的・工費的にも優れていると考えられ、代替案としては不適當である。</p>
3	皆瀬ダムかさ上げ	<p>・皆瀬ダムのかさ上げは、調査や地権者・関係者との交渉等に時間を要する上、成瀬頭首工へ17kmもの導水管を引かなければならず、事業費が大きいこと。また、ダム所在地である本市にとっては、観光名所である小安峡の大噴湯への影響も懸念されることから、代替案としては不適當である。</p>
7	地下水取水	<p>・《新規利水(水道)》の12と同じ理由で不適當である。</p>



国東整河計第35号
平成23年10月27日

大仙市長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail : XXXXXXXXXX



大仙上水-2350023
平成23年11月25日

国土交通省
東北地方整備局長 様

大仙市長 栗 林 次 美



成瀬ダム建設事業の利水対策案に係る意見書について (提出)

平成23年10月27日付け一国東整河計第35号にて提出を求められた標記について、別紙のとおり提出いたします。

担当
水道局上水道課 [REDACTED]
TEL [REDACTED]
FAX [REDACTED]

成瀬ダム「概略検討による利水対策案について」に対する意見書

当市の南外地域における南外地区簡易水道事業、西仙北地域における刈和野地区、大沢郷地区簡易水道事業は、水源調査等の結果、地域内に良好な水源を確保できないことから、水源を成瀬ダムに依存し、雄物川の表流水及び伏流水を安定水源として事業経営認可を受け、それぞれ平成16年度、平成18年度、平成20年度から暫定豊水水利権使用許可を得て給水を開始している。

しかしながら、3地区簡易水道事業とも、雄物川の流量が一定量を下回った場合は取水できず、特に水道水の需用が増加する夏季にあっては、渇水による取水停止が続き、水道水の供給に苦慮しているところである。このことを解消し、永続的に安全で安心な水道水の安定供給を図るためには、1日も早い安定水利権への移行が必要である。

今般示された現計画以外の代替案（新規水道）については、用地取得等に相当の期間と多額な費用負担の発生が想定される。また、地下水取水については、水源調査等の結果、適する水源はないことが判明していること等、代替案にはなり得ないものである。

よって、当市3地区簡易水道事業について、永続的に安全で安心な水道水の安定供給を図るためには、現計画である「成瀬ダムの建設」以外ない考える。

現計画は、新規利水を開発すると共に、多目的ダムとして洪水調節機能や正常な流水維持機能を有し、ダム下流域の治水や河川環境の向上が図られることから、成瀬ダムの早期完成を切に望む。



国東整河計第35号
平成23年10月27日

仙北市長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④i）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail: XXXXXXXXXX



田収建第 911 号
平成23年11月17日

国土交通省東北地方整備局
局長 徳山日出男 様

秋田県仙北市長 門脇光浩 様



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（回答）

日頃より仙北市行政に関し多大なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月27日付、国東整河計第35号で意見徴収依頼のありました、「成瀬ダム建設事業の利水対策案」について、別紙のとおり回答いたします。

別紙

成瀬ダム建設事業の利水対策案について（回答）

（仙北市）

今回提示された複数の利水対策案について、玉川ダムの嵩上げは、ダム湖周辺における影響が多大となることが予想されることから、不相当としていただきたい。

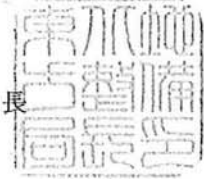
また、鎧畑ダムの他用途ダム容量買い上げについては、鎧畑地区の灌漑用水に影響を与えることが予想されることから、不相当としていただきたい。



国東整河計第35号
平成23年10月27日

美郷町長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail XXXXXXXXXX



美収建第 1251 号

平成23年11月15日

国土交通省

東北地方整備局長 様

美郷町長 松 田 知



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（回答）

平成23年10月27日付け国東整河計第35号で依頼のありました標題の件について、別紙のとおり回答します。

成瀬ダム建設事業の利水対策案に対する美郷町の回答

成瀬ダム建設事業の検証において美郷町に関係する複数の利水・治水対策案の中で「ダム以外を中心とした組み合わせ」に示されている「地下水取水案」については、湧水や地下水は美郷町において貴重な生活用水並びに観光資源であり、取水に伴う地下水位への影響などが不明なため、利水対策案としては住民理解は得られないと考えます。



国東整河計第35号
平成23年10月27日

羽後町長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail XXXXXXXXXX



羽建収第 785 号
平成 23 年 11 月 21 日

国土交通省

東北地方整備局長様

羽後町長 大江 尚 征



成瀬ダム建設事業の利水対策案について

平成 23 年 10 月 27 日付け、国東整河計第 35 号で意見を求められております標記
の件について、別紙のとおりでありますので、ご査収ください。

(問い合わせ先)

羽後町建設課

TEL

成瀬ダム建設事業の利水対策案について

羽後町意見要旨(羽後町長)

提示された利水代替案の各案ともコストの面で高価であり、また、対策案の実現に当っては関係者との合意形成など相当な年月を要するものと考えられます。

成瀬ダム建設事業は、事業費や事業期間が代替案に比べ明らかであり、事業の実現性が高く、新規利水・流水の正常な機能の維持に関して安定した水源としての確保が早期に見込まれることから、予定工期内に完成させるよう強く希望します。



国東整河計第35号
平成23年10月27日

東成瀬村長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線3521）

E-mail: XXXXXXXXXX



東成瀬ダム第1269号
平成23年11月25日

国土交通省
東北地方整備局長 様

秋田県雄勝郡
東成瀬村長 佐々木 哲 男



成瀬ダム建設事業の利水対策案についての意見書について（送付）

平成23年10月27日付け国東整河計第35号で求められました意見について別紙
のように送付します。

（問い合わせ先）
東成瀬村成瀬ダム課

TEL [REDACTED]

意見書

近年本流域では、異常気象などによる洪水被害や渇水が度々起きており治水施設や利水環境の整備及び正常流量の確保のために成瀬ダムの完成は流域住民の悲願である。

当東成瀬村は、流域発展のため先祖伝来の土地を提供し災害から住民の生命と財産を守ることを最優先として東成瀬村、村議会とともに事業の推進に協力してまいりました。

このたび、国土交通省東北地方整備局において提示された複数の利水対策案について東成瀬村としての意見は次のとおりです。

1. 利水対策案を検討した結果、費用、工事期間、地域住民との協議・調整などの進捗状況を勘案すると成瀬ダム建設が最も効果的・合理的であると考えます。
2. 検討の場で意見が出た地下取水については、将来にわたる安定した取水可能量も不明であるなど既存の地下水利用者への影響及び周辺の地盤沈下などの懸念もあり、検討対象案としては不確定要素が多く比較案としては不相当と考える。
3. 既存のダム（皆瀬ダムなど）の嵩上げについては、施設の嵩上げ部分の用地交渉、工事期間など不透明な部分が多く新たな計画策定など時間を要しその効果の発現がいつになるか不明であることから、検討対象案とするには不相当と考える。
4. 利水の他用途ダムの新設については、計画の策定など時間が掛かることや治水上の安全性の向上には別途の対策が必要となる。このことから、今回の検討からは除外すべきと考える。

以上のことから、「成瀬ダム建設事業」は他の対策案と比較検討しても最善の方策であることから、早期に検証を終わらせ速やかに本体工事着工を推進すべきものである。

平成23年11月25日

国土交通省東北地方整備局長 様

秋田県雄勝郡東成瀬村長 佐々木 哲 男





国東整河計第35号
平成23年10月27日

東北電力株式会社
秋田支店長 殿

国土交通省
東北地方整備局長



成瀬ダム建設事業の利水対策案について（意見聴取）

日頃から国土交通行政に関して御理解御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、平成21年度に国土交通大臣から国等が実施しているダム事業について個別ダム検証を進めることが示され、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（以下「実施要領細目」という。）」（平成22年9月28日付け国河計調第7号）に基づいて検証に係る検討を実施しております。

このたび、国土交通省東北地方整備局において、複数の利水対策案について検討を行ったことから、実施要領細目第4再評価の視点1（2）④1）「新規利水の観点からの検討の進め方」、及びiv）「流水の正常な機能の維持の観点からの検討」により、今回提示した複数の利水対策案に関する貴職の意見を求めます。

つきましては、平成23年11月25日（金）までに、回答いただきたくお願い申し上げます。

なお、これまでの検討の状況については、東北地方整備局のホームページにて公開しております。

東北地方整備局 HP http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm

（問い合わせ先）

東北地方整備局 河川部
水災害予報企画官 岩崎 等
TEL 022-225-2171（内線 3521）
E-mail: XXXXXXXXXX



平成 23 年 11 月 24 日

国土交通省

東北地方整備局長 徳山 日出男 様

東北電力株式会社

執行役員 三浦 政彦
秋田支店長



成瀬ダム建設事業の利水対策案に係る意見聴取について（回答）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。当社事業につきましては、日ごろからご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国東整河計第 35 号 平成 23 年 10 月 27 日付けにてご依頼のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

敬 具

記

1. 「第 3 回成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における『複数の利水等対策案の立案と概略評価について』（資料-4）を確認いたしましたところ、現段階での利水対策案（概略評価）に対しましては、特段の意見はございません。
2. 今後、貴職における利水対策案についての検討の結果、採択されました具体的な対策等の計画・実施に際しましては、当社発電設備に対する影響等について事前に確認検討をさせていただきたく存じますので、具体的な対策案の確定前にご協議させていただきますようお願いいたします。
また、既存の当社発電設備の運用等に影響等が生じる場合には、補償等につきましてご協議させていただきますようお願いいたします。
とりわけ、次の 2 点に関しましては、当社発電設備等への影響等が懸念されますので申し添えます。
①『玉川ダムの未利用分の活用（他用途ダム容量買い上げ、ダム使用权の振替）』につきましては、玉川ダム利水容量の減少により当社において減電が生じることが懸念されます。
②『皆瀬ダムかさ上げ』につきましては、ダム水位の上昇により、上流に位置する当社滝の原発電所において設備および運転等への影響が懸念されます。

以 上

【担当者】〒010-0951 秋田市山王五丁目 15 番 6 号

東北電力株式会社